

【 参 考 】

3 予 第 1 7 9 9 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日

各局庁等の長 殿

大臣官房参事官（経理）

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の運用について

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付け財計第 4803 号財務大臣通知）及び「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 17 日付け財計第 4803 号）第 2（1）及び（2）に定める率について」（令和 3 年 12 月 17 日付け財計第 4804 号財務大臣通知）が通知され、その実施に当たり、下記のとおり運用を定めたので、通知する。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

1 適用対象

令和 4 年 4 月 1 日以降に契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が契約を締結する総合評価落札方式による全ての調達（「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）に則って行われる自動車の購入及び賃貸借に係る調達を除く。）を対象とする。

2 評価項目

（1）以下の評価項目のいずれかを入札者が選択可能とする。

ア 令和 4 年 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を別紙 1「調達時における賃上げを実施する企業に対する評価基準例」で定める率以上増加させる旨を従

業員に表明していること。

イ 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を別紙1「調達時における賃上げを実施する企業に対する評価基準例」で定める率以上増加させる旨を従業員に表明していること。

(2) 入札者が中小企業等の場合は、(1)の「給与等受給者一人当たりの平均受給額」は「給与総額」とする。

(3) 国庫債務負担行為による複数年契約の場合は、(1)の事業年度及び暦年は、契約期間の初年度に対応するものとする。

3 評価方法

(1) 契約担当官等は、入札者から別紙2の1又は2の2「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)の提出を受けた場合に当該者に対して加点をすることとする。

(2) (1)の加点措置の得点配分は、別紙1「調達時における賃上げを実施する企業に対する評価基準例」の表の上段を参考として決定する。

4 賃上げ実績の確認

(1) 契約担当官等は、契約の相手方が3の加点措置による加点を受けた場合は、入札時に提出のあった表明書で表明した率(以下「賃上げ基準」という。)の賃上げを実施した事実について、契約の相手方の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。以下同じ。)が終了した後に、速やかに確認する。

(2) (1)の確認は、以下のとおり契約の相手方から提出された書類により行う。

ア 契約の相手方が事業年度において賃上げを表明している場合は、賃上げを表明した年度とその前年度の別紙3「法人事業概況説明書」の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

なお、契約の相手方が中小企業等の場合は、別紙3の「合計額」を比較する。

イ 契約の相手方が暦年において賃上げを表明している場合は、賃上げを表明した年とその前年の別紙4「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額を比較する。

なお、契約の相手方が中小企業等の場合は、別紙4の「支払金額」を比較する。

ウ ア又はイのため、契約の相手方に別紙5の1又は5の2「従業員への賃金引上げ実績整理表」と、その添付書類として別紙3又は別紙4の提出を求める。

- (3) (2)の書類による賃上げ実績の確認ができない場合であっても、契約の相手方から、税理士又は公認会計士等の第三者が(2)と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって(2)の書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。

5 賃上げ基準に達していない者に対する措置

- (1) 契約担当官等は、4の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない者、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる者又は4(2)及び(3)の書類等が提出されなかった者(以下「賃上げ未実行等の者」という。)が確認された場合には、別紙6「総合評価落札方式(賃上げ加点)に係る連絡票」により速やかに大臣官房予算課会計指導班へ報告する。
- (2) 大臣官房予算課会計指導班は、(1)の報告を取りまとめて、各四半期分をその翌月の15日までに財務省主計局法規課に報告する。
- (3) 契約担当官等は、大臣官房予算課会計指導班を通じて、財務省主計局法規課から、賃上げ未実行等の者が掲載された通知(以下「法規課通知」という。)を受けたときは、当該通知の施行日から1年間、当該者が総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行うこととする。
- (4) (3)の減点措置における減点の割合は、契約担当官等が契約の内容に応じて設定するものとするが、当該者が当該入札において賃上げの実施を表明するか否かにかかわらず、当該入札における3の加点措置による加点を上回る減点とする。例えば、総合評価による評価点又は技術点の満点が100点であって、3の加点措置による加点が5点である場合には、6点以上を減点する。
- (5) 契約担当官等は、法規課通知に自ら報告した内容が掲載されている場合は、別紙7「従業員への賃金引上げ計画未達成による減点措置について」により、速やかに当該者に通知する。

6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

契約担当官等は、令和4年4月1日以降に締結する国庫債務負担行為による複数年契約(以下「前回契約」という。)と実質的に事業の同一性が認められる契約(以下「次回契約」という。)の調達時において、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 次回契約の調達において、入札者が、前回契約の２年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの各事業年度等において、対応する年度等の別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしており、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていない場合に、当該者に対して加点をすることとする。

なお、この措置は、前回契約の相手方との不均衡を生じさせないように、前回契約に応札したか否かにかかわらず、この加点の評価を希望する全ての入札者を対象に行う。

- (2) (1) の加点措置の得点配分は、別紙２の下段を参考として決定する。
- (3) 契約担当官等は、入札者が(1)の加点措置による加点を希望するときは、その申請書類として、別紙８「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」と、その添付書類として前回契約の初年度等から最終事業年度等の前々事業年度等までに対応する各年度等の別紙３「法人事業概況説明書」又は別紙４「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出させ、その内容を確認する。
- (4) 契約担当官等は、(1)の加点措置を受けた契約の相手方に対しては、前回契約期間終了後、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃上げ実績により、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認することとし、必要に応じて上記５に準じた措置を検討する。

7 本制度の周知

契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、本通知等に基づき、入札者に対し、入札説明書等に必要な事項を明示して周知する。

8 取組状況の確認

大臣官房予算課会計指導班は、毎年度、本制度の取組状況を確認するため、必要な措置を行う。